

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 国指定文化財管理費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部県民文化局 文化伝承課 伝統文化係 電話番号：058-272-1111（内3146）

E-mail : c11148@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,000千円 (前年度予算額： 3,000千円)

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | |
|-----|-------|-----------|-------------|-------------|---------|-------|-------|-----|
| | | 国 庫 支 出 金 | 分 担 金 負 担 金 | 使 用 料 手 数 料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 |
| 前年度 | 3,000 | 1,500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 3,000 | 1,500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

本事業によって、国指定文化財の防災施設等の定期的な保守・点検によって文化財を火災や災害などから守る体制が整えられ、国指定文化財の価値を永年にわたり後世に伝えられるよう適切な維持・管理を行うことができる。

(2) 事業内容

国指定文化財の維持管理の万全を期すために、適切な保存及び活用所有者が行う管理事業に対して、その経緯の一部を補助する。その事業内容は以下のとおりである。

《防災設備保守点検等》

所有者又は管理団体が行う国指定文化財の建造物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等

《小修理》

所有者又は管理団体が行う国指定文化財の建造物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫、雪おろし等の小修理

《名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備》

所有者又は管理団体が行う国指定名勝等の庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定及び整姿等、又は国指定文化財の民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等整備

《燻蒸・殺虫》

所有者又は管理団体が行う重要文化財の美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫

(3) 県負担・補助率の考え方

県は所有者又は管理団体に対して、事業に要する経費の2分の1以内の額を負担する（岐阜県文化財保護事業費補助金交付要綱による）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|-----------------------|
| 補助金 | 3,000 | 国指定文化財管理（防災保守点検・小修理等） |
| 合計 | 3,000 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

本補助金は、指定文化財管理費国庫補助要項、岐阜県補助金等交付規則および岐阜県文化財保護事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

《岐阜県文化財保護事業費補助金交付要綱》

第1条 県は、県内に所在する文化財を保護するため、市町村その他が行う文化財保護事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

《消防法》

第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という）について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

《消防法施行令》

第21条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

（別表第一）

一七 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
国指定文化財の価値を永年にわたり後世に伝えられるよう適切な維持・管理を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R4年度 末) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 終期目標 (R10) | 達成率 |
|-------|----------------------|---------|---------|---------|---------------|------------------|
| | | 実績 | 目標 | 目標 | 目標 | |
| ①執行件数 | | 97 件 | 25 件 | 25 件 | 25 件 | 125 件 100% |

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------------------|---|
| 令和 2 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 国指定文化財である建造物等が適切に管理された。また、名勝庭園の適切な維持管理によって景観が保たれた。 |
| | 指標① 目標：20% 実績： 20% 達成率： 20% |
| 令和 3 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 国指定文化財である建造物等が適切に管理された。また、名勝庭園の適切な維持管理によって景観が保たれた。 |
| | 指標① 目標：24件 実績：24件 達成率： 60% |
| 令和 4 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 国指定文化財である建造物等が適切に管理された。また、名勝庭園の適切な維持管理によって景観が保たれた。 |
| | 指標① 目標：25件 実績： 25件 達成率： 80% |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|---|---|
| (評価) 2 | 国指定重要文化財建造物等の自動火災報知設備設置は、消防法施行令により義務化されているものであり、所有者の負担減のためにも本事業は必要不可欠である。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) | |
| 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | |
| (評価) 2 | 防災設備の保守点検は定期的に行う必要がある。また、適切な維持管理を行うことで、周期的に行う修理の事業費を抑制することができる。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) | |
| 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 1 | 事業内容については、ヒアリングを行い、必要最小限にすることことができた。 |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

小修理等の要望も多く、文化財を適切に保護するために、引き続き内容の精査を行う。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

防災施設等の定期的な保守・点検によって文化財を火災や災害などから守る体制を維持し、文化財を適切に保護するために、引き続き事業を継続する。